

## 志摩市職員募集（前期）要項

志摩市役所

次のとおり職員採用試験を実施します。

### 1 募集職種

◇事務職	5人程度
◇事務職（障がい者対象）	1人程度
◇土木技術職（注1）	1人程度

（注1）昇任等で「志摩市職員の職名に関する規程」により職名を変更することがあります。

### 2 採用予定年月日

令和3年4月1日

### 3 受験資格

#### ◇全職種共通事項

- ・採用時に志摩市に住所を有する人
- ・地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない人

#### ◇年齢要件

##### 事務職、土木技術職

- ・平成3年4月2日以降に生まれた人

##### 事務職（障がい者対象）

- ・昭和56年4月2日以降に生まれた人

#### ◇事務職(障がい者対象)

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人、又は都道府県知事の定める医師（指定医）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る）を有する人
- ・療育手帳の交付を受けている人、又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ・活字印刷文(文字の大きさは10pt程度)による試験に対応できる人(ルーペ使用可)

#### ◇土木技術職

- ・土木技術の専門科目を履修している人(履修見込みの人を含む)

#### 4 試験の方法

試験区分	1次試験	2次試験	3次試験
事務職 (障がい者対象を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験</li> <li>・適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性格特性検査</li> <li>・集団討論</li> <li>・集団面接</li> </ul> (詳細は、1次試験合格通知でお知らせします。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別面接</li> </ul> (詳細は、2次試験合格通知でお知らせします。)
土木技術職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養試験</li> <li>・専門試験</li> </ul>		

#### 《試験内容》

◇事務職（障がい者対象含む）、土木技術職

試験科目	内 容
教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題
適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるもの
専門試験 (土木技術職)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について、性格特性をみるもの

※ 1次試験の教養試験は、高校卒業程度です。

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

#### 5 申込書の入手方法

##### (1) 直接入手する場合

配布期間	令和2年4月13日(月)～5月15日(金) 午前8時30分～午後5時15分
配布場所	総務部総務課（市役所5階）、各支所 土日祝日は、市役所1階 休日窓口にてお渡しします。

(2) 郵送で請求する場合

封筒の表には朱書きで「職員採用試験申込書請求」と記入し、次の宛先に送付してください。

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所 総務部 総務課

封筒の中には、自分の住所・氏名を記入し、140円分の切手を貼付した返信用封筒(角2サイズ 縦330mm×横240mm)を同封してください。

※返信用封筒表面の自分の名前の下には、「様」と書き入れてください。「行」「宛」等は記入しないでください。

6 受験料の納入方法

1次試験受験料は、1人あたり1,000円です。

受験料の納入は「郵便振替(青色)」による納入となっています。

必ず、事前に受験料の納入を済ませてから申し込みをしてください。

納入方法は次のとおりです。

- ① 次ページの払込先へ「郵便振替」にて最寄りの郵便局で納入してください。
- ② 納入が済んだら、郵便局から返却される「郵便振替払込請求書兼受領証」の原本(右側の細長い部分)を受験申込書表面の「郵便振替払込請求書兼受領証」貼付枠内に貼付してください。ATMの場合は「ご利用明細票」を貼付してください。

※ 郵便局から返却される「郵便振替払込請求書兼受領証」、「払込票」、ATMの「ご利用明細票」については、後日内容を確認する場合がありますので、必ずお手元にコピーを保管してください。

なお、以下に該当する場合以外は受験料を返還いたしませんので予めご了承ください。

- ・ 受験料納入後、期限までに申込書の提出がなかった場合
- ・ 申し込み時、受験資格を満たさないため、受付できなかった場合
- ・ 問題集の発注までに受験キャンセルの申し出があった場合
- ・ 重複納入が判明した場合
- ・ その他受験料を返還することが適切である場合

【払込先】

口座番号	00880-7-008922
加入者名	志摩市
金額	1,000円
ご依頼人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご依頼人の「おなまえ」は受験申込者本人の氏名を記入してください。</li> <li>・「払込取扱票」の通信欄上段に「志摩市職員採用試験受験料」と記入してください。</li> <li>・「払込取扱票」「振替払込請求書兼受領証」へ受験申込書と同一の住所(現住所)と氏名(フリガナも)を記入してください。</li> <li>・「払込取扱票」の電話番号は、平日の昼間に連絡の取れる番号を記入してください(携帯電話可)。</li> </ul>
その他	払込手数料は受験申込者本人の負担としますので、ご了承ください。

「記入例」

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00	口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。	00880-7	8922
00880	7	00880	7
	8922		8922
金額	1000	金額	1000
加入者名	志摩市	加入者名	志摩市
通信欄	志摩市職員採用試験受験料	おなまえ	住竹
ご依頼人	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地	ご依頼人	〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇 〇〇番地
おなまえ	〇〇 〇〇	日 附 印	日 附 印
料 金		料 金	
備 考		備 考	

各欄の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)  
これより下部には何も記入しないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。  
切り取らないでお出しく下さい。

この受領証は、大切に保管してください。

7 申込手続き

<p>申込 受付期間</p>	<p><b>令和2年4月13日(月)～5月15日(金)</b> (但し土日祝日は除く。)  <b>午前8時30分～午後5時15分</b>  <b>※受付期間後の申込は、いかなる理由があっても受付しません。</b></p>
<p>申込書 提出先</p>	<p>〒517-0592  三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所 総務部 総務課  電話0599-44-0201  <b>※持参する場合は、必ず受験者本人が持参</b>してください。  <b>※郵送により申込書を提出される場合は、朱書きで「職員採用試験申込書在中」と記入し、申込受付期間内必着</b>で送付してください。  郵便事情等による書類到達の遅延等については一切責任を負いかねます。</p>
<p>申込方法</p>	<p>申込書に必要な事項を記入し、次の書類を添えて持参又は郵送(受付期間内必着)により提出してください。</p> <p><b>&lt;共通&gt;</b></p> <p>① <b>受験申込書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真(4cm×3cm)を貼付  3か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽、無背景のもの  (写真の裏に氏名を記入)</li> <li>・振替払込請求書兼受領証(ATMの場合はご利用明細票)を貼付</li> </ul> <p>② <b>受験票(ハガキ)</b></p> <p>本人へ送付しますので、表面には申込書の「受験票及び試験結果送付先」欄に記入した住所及び氏名を記入し、63円切手を貼付してください。(自分の名前の下には、「行」「宛」等は記入しないでください。)裏面は、何も記入せず白紙で提出してください。</p> <p>③ <b>返信用封筒(長3サイズ 縦235mm×横120mm)</b></p> <p>表面には、申込書の「受験票及び試験結果送付先」欄に記入した住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付してください。(氏名の下には、「様」と書き入れてください。「行」「宛」等は記入しないでください。)</p> <p><b>&lt;事務職(障がい者対象)&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、又は身体障害者である旨の診断書・意見書の写し、又は公的判定機関で知的障害者であると判定されたことを証明する書類の写し</li> </ul> <p><b>&lt;土木技術職&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木専門科目履修証明書又は履修見込証明書</li> </ul>

8 試験の日時及び会場

コロナウイルス感染症対策及び応募状況により、試験の日時及び試験会場等が変更になる場合があります。変更になる場合は、後日送付する受験票、志摩市ホームページでお知らせします。

1次試験	試験日	令和2年6月21日(日)
	試験会場	教養試験 全職種 志摩市阿児アリーナ オーシャンホール 専門試験 土木技術職 志摩市阿児アリーナ 第二会議室
	試験時間	<p>&lt;事務職、事務職(障がい者対象)、土木技術職&gt;</p> <p>受付 8時45分～9時40分</p> <p>説明 9時45分～10時00分</p> <p>&lt;事務職、事務職(障がい者対象)&gt;</p> <p>教養試験 10時00分～12時00分</p> <p>(休憩) 12時00分～12時20分</p> <p>説明 12時20分～12時40分</p> <p>適性検査 12時40分～12時50分</p> <p>&lt;土木技術職&gt;</p> <p>教養試験 10時00分～12時00分</p> <p>(休憩) 12時00分～13時00分</p> <p>説明 13時00分～13時10分</p> <p>専門試験 13時10分～14時40分</p>

<事務職、事務職(障がい者対象)、土木技術職>

2次試験	試験日	令和2年7月中旬予定 (日時については1次試験合格者のみ通知します。)
	試験会場	志摩市役所本庁舎
3次試験	試験日	令和2年8月中旬予定 (日時については2次試験合格者のみ通知します。)
	試験会場	志摩市役所本庁舎

※6月6日(月)までに受験票が到着しない場合は、総務部 総務課 人事研修係まで連絡してください。

※昼食等は各自ご用意ください。(試験会場は飲食禁止)

※1次試験合格者には「個別調査票」等を提出していただきます。(合格通知に同封)

※自然災害等の発生状況により、試験の日時等を変更する場合があります。

## 9 試験結果(得点及び順位)の通知

1次試験の試験結果については、全員に封書により通知します。

また、不合格者については、得点と試験区分ごとの合格ラインの得点を結果通知書でお知らせします。

## 10 最終合格者の決定及び発表

### (1) 決定方法

1次から3次までの試験結果により最終合格者を決定します。

### (2) 発表

3次試験終了から、約2週間後に受験者に通知します。

## 11 給与

志摩市職員給与条例に基づき支給します。

参考に、卒業後直ちに採用された場合の初任給は、次のとおりです。

(令和2年4月1日現在)

職種等	最終学歴	初任給
事務職(障がい者対象を含む) 土木技術職	高校卒	154,900円
	短大卒	165,900円
	大学卒	182,200円
	大学院卒	195,500円

## 12 問い合わせ先

この試験に関するお問い合わせは、志摩市総務部総務課人事研修係へお願いします。

(電話 0599-44-0201)

## 13 その他

(1) お預かりしました個人情報、市の職員採用試験に必要な範囲のみに利用します。

なお、採用試験に伴ってお預かりしました各種書類(申込書等)は、返却することができませんので、予めご了承ください。

(2) 令和3年4月1日付け採用職員募集について、9月に後期試験(第1次試験)の実施を予定しています。

## 日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本市職員(事務職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

### 「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務  
(「公権力の行使」に係る職務の具体例)
  - 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の利用許可、道路の占用許可などに係る業務

### (1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、課長及び課長に類する権限を有する職と、志摩市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる課長補佐までの昇任は可能となります。